

公益社団法人 大阪府栄養士会

役員選任規程

制定施行 平成28年2月9日
一部改正 令和4年2月15日

(総則)

第1条 本会の役員を選任に関しては、定款及び定款施行細則に定めるほか、この規程による。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 選挙を公正かつ円滑に実施するため、選挙管理委員会（以下「選管委員会」という。）を置く。

選管委員会は、役員を選任の行われる総会の90日前までに設置し、その選挙に関する事務を完了したとき解散する。

(選挙管理委員会の構成)

第3条 選管委員会は、職域部会ごとに各1名選出された選挙管理委員（以下「選管委員」という。）をもって構成し、うち1名を委員長とする。

なお、選挙管理委員会の委員は、3年以上引き続き現に正会員である者。

(選挙管理委員)

第4条 選管委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(選挙管理委員会の委員長)

第5条 選管委員長は、選管委員の互選により決定する。

(選挙管理委員会の職務)

第6条 選管委員会は、次の職務を行う。

1 総会開催の60日前までに選挙を告示する

とともに、立候補届出用紙(様式1)の配布を行う。

- 2 立候補届出の受理並びに資格審査を行う。
- 3 立候補者名簿を会長に報告する。
- 4 立候補が定員に満たない場合は、候補者推薦委員会に候補者の推薦を依頼する。
- 5 投票並びに開票に関する事務を行う。
- 6 選挙の結果を直ちに立候補に通知するとともに、会員に報告する。

(選挙管理委員の選出)

第7条 選管委員は理事・監事に立候補することができない。

(候補者推薦委員会の設置)

第8条 選管委員会の依頼を受け、候補者を推薦するため、候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

推薦委員会は、候補者の推薦に関する事務を完了したとき解散する。

(候補者推薦委員会の構成)

第9条 推薦委員会は各職域部会ごとに3名の候補者推薦委員（以下「推薦委員」という。）をもって構成し、うち1名を委員長とする。

なお、推薦委員会の委員は、3年以上引き続き現に正会員である者。

(候補者推薦委員)

第10条 推薦委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(候補者推薦委員会の委員長)

第11条 推薦委員長は、推薦委員の互選により決定する。

(候補者推薦委員会の職務)

第12条 推薦委員会は、次の職務を行う。

- 1 推薦候補者の選考及び決定。
- 2 推薦候補者の推薦同意を得ること。
- 3 候補者を選管委員会に推薦する。

(候補者推薦委員の立候補等)

第13条 推薦委員が立候補すること、及び推薦候補者となることを妨げない

(選挙権並びに被選挙権)

第14条 選挙権並びに被選挙権を有する者は次の通りとする。

- 1 選挙権を有する者は、選管委員会の設置された日において正会員である者。
- 2 被選挙権を有する者は、選管委員会の設置された日において3年以上引き続き現に正会員である者。

(候補者)

第15条 候補者は、理事、監事の各役職の別に立候補もしくは推薦を受けるものとし、二つに立候補あるいは推薦を受けることはできない。

(立候補の届出)

第16条 立候補届は立候補者自ら記載しなければならない。

(選挙の方法、当選者)

第17条 理事・監事候補者の数が定数を超過している場合は、無記名の直接投票による一人一票の単記制とし、有効投票の多数を得たもの

から順次当選者とする。ただし、投票総数を定数で除して得た数の四分の一以上の得票がなければならない。得票数が同数の場合は、くじで定める。なお当選者がいない場合又は定数に満たない場合は直ちに推薦委員会を開き、推薦された候補者を理事会で承認することにより当選者を定めなければならない。

なお、当選役員の中から(公社)日本栄養士の代議員を本会理事会において互選する。

(書面表決投票等)

第18条 選挙当日、自ら投票できないものの投票については、定款第19条の規定により、代理人及び書面によってその議決権を行使することができるが、役員選出においては表決委任による投票は行わないものとする。これに必要な事項は、選挙管理委員会で定める。なお、定められた用紙を用いないもの、定められたもの以外の記号又は文字を記入したものを無効とする。

(信任投票)

第19条 候補者の数が定数の場合は、総会における信任投票において過半数の信任を得なければならない。ただし、信任投票における、個人別、部会別、一括等の選択は、理事会において定める。

(選管委員会への委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、役員を選任に関し必要なことは、選管委員会において定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は理事会の決議をもって行う。